

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会  
会長代行 重 博 文

## 令和 8 年度 インターンシップ導入促進支援事業助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、トラック運送業界では、若い世代を中心としたトラックドライバー不足やドライバーの高齢化を踏まえ、人材確保対策が喫緊の課題となっております。

そこで当協会では、少子高齢化に対応し、学生による職場体験(インターンシップ)の受入れを実施する会員事業者の皆さまへの助成事業を実施し、業界における人材確保対策の促進を図ることといたします。

つきましては、本助成事業のご活用を希望する事業者の皆さまは、下記要領によりご申請いただきますよう、ご案内申し上げます。

### 記

1. 助成期間 **令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 2 月 2 8 日(日)**  
(助成の申請の締切は 3 月 1 日(月))
2. 助成金額 受け入れ人数にかかわらず、以下の通りとする。ただし、受け入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とする。

インターンシップ受け入れ期間	3 日間	9 万円
〃	4 日間	1 1 万円
〃	5 日間以上	1 3 万円
3. 助成対象 (公社)全日本トラック協会の「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」に基づき下記①～⑤の要件に適合すること  
①中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる中小企業者(資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下)であること。

- ②全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合であること
  - ③インターンシップ受入れ期間が3日間以上であり、かつ1日あたりの実施時間が6時間以上であること
  - ④トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり、次の内容を含むものであること。
    - ・点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等
    - ・乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く）
- ※1 事業者あたりの申請は1回に限る
- ⑤インターンシップのプログラムの内容が下記の要件を満たすものであること。

インターンシップのプログラムの総実施時間の半分以上を以下のいずれかに関するものが占めていることとする。

- 1. 点呼、日常点検、業務日報作成等運行前後のドライバー業務
- 2. 乗務体験
- 3. 荷積み作業、荷卸し作業
- 4. 配車、運行管理
- 5. 事務作業（総務、経理等）
- 6. オリエンテーション（会社概要説明、社長講話等）

- 4. 申請方法 下記の①～②の申請書類を「5.」の大阪府トラック協会総務部宛まで郵送にて申請を行って下さい。
  - ①インターンシップ導入促進支援事業実施報告書(助成金交付請求書) (様式1)
  - ②インターンシップ受入れ実施結果報告書 (様式1の2)

5. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2  
(一社)大阪府トラック協会 総務部 宛  
電話番号 (06) 6965-4000